

白根農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

南区産業振興課作成

1 変更の概要

(1) 変更種別：除外

(2) 変更概要

付図番号	除外箇所	除外前の用途区分	農用地区域外からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後の用途
1	南区新飯田字前谷内 8031番 外7筆	農用地	法第13条第2項該当 具体的理由：工場の敷地拡張のため。	田：5,097㎡	工場敷地用地

2 変更理由

【経済情勢の変動その他情勢の推移】

新潟市南区新飯田地域において、既存工場の敷地拡張を行うものである。

申出者は平成元年に中之口工場を統合、新工場設立以来、金属熱処理の総合企業として順当に業績を伸ばしている。自動車、農機具、建設機械、工具などあらゆる分野の部品を熱処理加工しており、連続炉、ビット炉、バッチ炉、真空処理炉、高周波焼入機などを備え、様々な熱処理加工に対応している。これだけの種類の熱処理に対応しているのは、業界でも稀であり、母材の組織を安定させ、その後に部分的な焼入を施すなど、複数の処理が必要な場合でも申出者の会社だけで行え、熱処理炉はすべて制御パネルで管理し、データ保存しており、品質保証の体制も万全で、県下でも最高水準の検査設備を導入し、厳しい品質管理を行っていることから、県内外企業から加工依頼が増加している。特に自動車部品のカムシャフトについて、現在、月産35万本のカムシャフトの熱処理加工を行っているが、取引先からは、2022年から40万本、2025年からは50万本の熱処理加工を求められている。平成23年に製品倉庫の増設、平成26年に第6工場、平成28年に第7工場を既存敷地内で建設し対応してきたが、増加する加工依頼に既存施設で対応するには限界があり、今回、新たに第8工場及び第9工場を建設するものである。各種検査や品質保証を維持するためには、既存工場との連動が不可欠であり、隣接地への生産施設の拡張が急務となっている。また、新工場建設に伴い、新たな雇用が必要になることから駐車場の増設も併せて行う。

工場周辺には市街化区域はなく、農用地区域以外の土地についても適地が存在しないことから、これ以外の適地は存在しないため、やむを得ず白根農業振興地域整備計画を変更し、工場の敷地拡張用地を確保するものである。

3 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して8年未経過のもの）

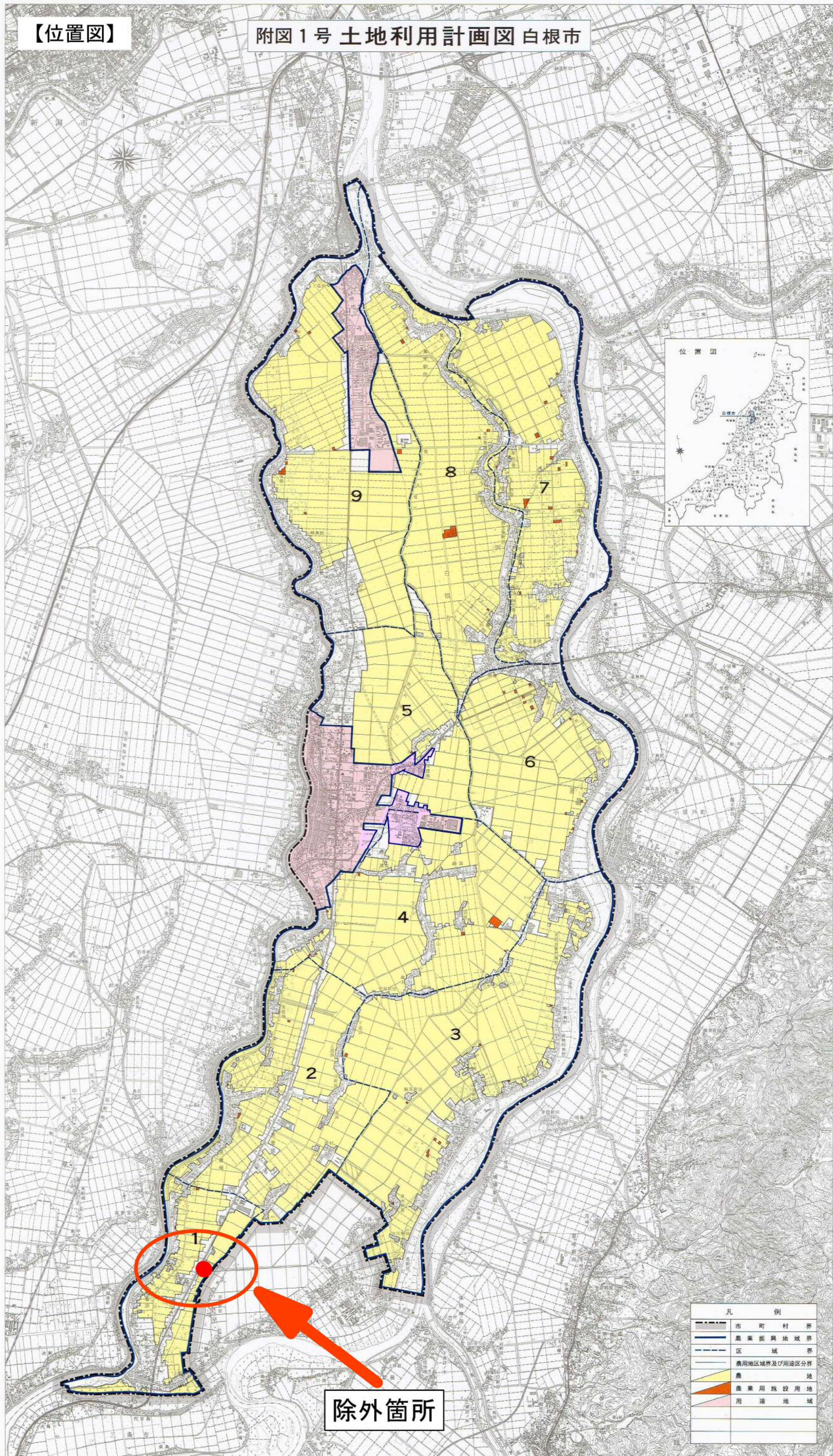
事業名	工期	受益面積	除外面積	事業調整の結果
国営附帯県営農地 防災事業（白根郷）	平成8年度～ 令和3年度	5,360ha	0.5097ha	事業実施中および計画中の地区があるが、受益面積のうち除外面積は微少であり、やむを得ない。
県営かんがい排水 事業白根郷地区	令和2年度～ 令和6年度	5,145ha	0.5097ha	事業実施中および計画中の地区があるが、受益面積のうち除外面積は微少であり、やむを得ない。

5 当該変更の経過

日 付	事 項
R2. 3. 27	白根農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県提出
R2. 4. 8	白根農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県回答
R2. 4. 21	白根農業振興地域整備計画変更案に係る 1 1 条公告・縦覧開始
R2. 5. 20	白根農業振興地域整備計画変更案に係る縦覧終了（意見書提出なし）
R2. 6. 4	白根農業振興地域整備計画変更案に対する異議申出期間終了（異議申出なし）
R2. 6. 5	白根農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県提出
R2. 6. 8	白根農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県回答
R2. 6. 15	白根農業振興地域整備計画変更案に係る 1 2 条公告（農振除外）

【位置図】

附図1号土地利用計画図白根市



凡 例	
	市 町 村 界
	農業振興地域界
	区 域 界
	農用地区域界及び用途区分界
	農 地
	農業用施設用地
	用途地域

除外箇所

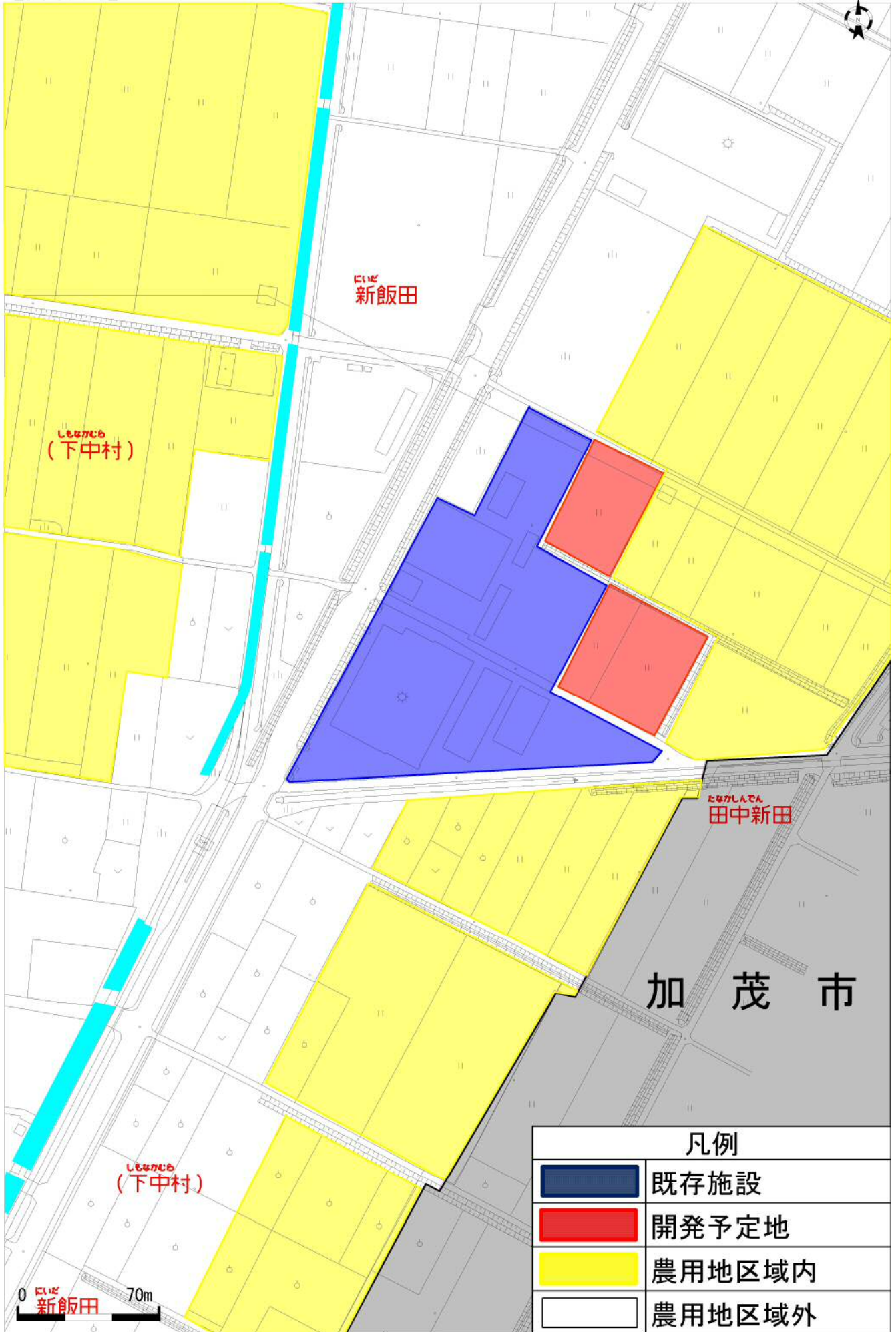
1 : 25,000

新潟県白根市

この地図は、国土利用計画の策定を経て、農林省の2025年計画に基づき作成されたものであり、(国土利用)法第12条に基づき作成されたものである。

作成：国土利用計画策定委員会(2025年) 掲載：(国土利用)法第12条

【詳細図】



利用計画平面図

S 1/1000

